

新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託

## 公募型プロポーザル募集要項

川越市教育委員会 学校教育部 学校給食課



# 新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託 公募型プロポーザル募集要項

## 1. 目的

新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託を発注するにあたり、高度な技術力や専門性、創造性や企画力及び豊富な経験を有する事業者からの企画提案を一定の基準で評価・選定する公募型プロポーザル方式で委託業者を選定することにより、業務をより効率的・効果的に実施することを目的とする。

## 2. 業務委託の概要

### (1) 業務名

新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託

### (2) 業務委託内容

「別紙1 新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約日から平成27年9月30日まで

### (4) 提案見積額の上限

32,400千円

※見積額における消費税率及び地方消費税率については8%で見込むこと。

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加するものは次の(1)～(4)のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく平成25・26年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) PFI事業において、アドバイザー業務の元請としての受注実績があること。
- (3) 学校給食センターPFI事業に係る法務・財務に関する知識、学校給食センター整備に係る建築技術に関する知識を有していること。（他の事業所等と連携して本業務処理に当たることも可とする。）
- (4) 公募開始・仕様書公開の日から契約締結日までの期間において、次の要件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ②川越市契約規則（昭和49年規則第21号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により、市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- ③川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ④川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

#### 4. 失格事項

- 次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失う。
- (1) 企画提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要項に適合しないとき。
  - (2) 企画提案書等の記載が「別紙2 企画提案書等作成要領」に適合していないとき。
  - (3) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
  - (4) 企画提案書等に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
  - (5) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
  - (6) 「2(4) 提案見積額の上限」を上回る提案見積書を提出したとき。
  - (7) 審査委員会の委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
  - (8) 「3. 参加資格要件」を満たしていないことが判明したとき。
  - (9) その他不正な行為があったとき。

#### 5. 参加資格結果通知

参加資格要件の内容により、参加資格の有無については、参加申込書兼企画提案書に記載された電子メール宛てに、その旨を通知する。

なお、この結果についての異議等は認めない。

## 6. 審査書類作成にあたっての質問受付方法等

審査に対する質問の受付方法等は、次に定めるところによる。

### (1) 質問方法

受付期間内に質問票(様式11)に質問事項を記入の上、電子メール(Word形式)にて送信すること。なお、1ファイルに対し「1Mb」を超えない容量とし、超える場合は複数(各ファイルに分かりやすいように名称をつけること。)ファイルに分けて送信すること。

### (2) 質問受付期間

平成26年2月 7日(金)午前9時00分から  
平成26年2月10日(月)午後5時00分まで

### (3) 送信先

下記12に掲載の事務局、電子メールアドレス参照

### (4) 回答方法

平成26年2月14日(金)までに、当ホームページにおいて公表する。

### (5) その他

受付期間以外の提出、定められた方法以外の質問(電話等)、及び質問範囲外となる質問については受け付けない。また、回答後の再質問についても受け付けない。ただし、本市が必要と認めた場合はその限りではない。

## 7. 審査書類の提出

本プロポーザルに参加の意思がある場合は、次に定めるところにより「別紙2 公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づく審査書類すべてを提出期限日時までに提出すること。

### (1) 提出期間及び提出方法

平成26年2月19日(水)午前9時00分から  
午後4時00分まで  
平成26年2月20日(木)午前9時00分から  
午後3時00分まで

持参又は郵送(提出期限までに必着のこと。郵送の場合は書留にすること。)

### (2) 掲出先

下記12に掲載の事務局

(3) 提出部数

①様式1～様式8-4

正1部、副14部の計15部とする。(押印が必要なものは、正のみ押印し副はその写しとする。)

②様式9及び様式10

各1部

8. 審査方法

本プロポーザルは、審査を厳正かつ公平に行うため、『新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）』を設置したうえで審査を実施する。

(1) 審査委員会

審査委員会委員は次のとおりとする。

◎：委員長

◎学校教育部長	環境部長
教育総務部長	産業観光部長
政策財政部長	建設部長
総務部長	

(2) 審査

審査は、提出された審査書類及び企画提案説明会（以下「プレゼンテーション」という。）により行うものとする。

① 提案は「別紙2 企画提案書等作成要領」のP2及びP3の「2. 提案テーマ」について、文章及び文章を補填するためのイラスト等で簡潔・明瞭に表現すること。

② プレゼンテーション

ア) 対象者

参加資格要件を満たすものと認められた者を対象者とする。

イ) 実施予定日

審査関係書類受付時に連絡する。なお、プレゼンテーション開始時間等の詳細は、改めて電子メールにて通知する。

ウ) 場所

川越市役所本庁舎内（予定）

エ) 持ち時間（準備等の時間は除く）

25分間（企画提案等の説明：15分、質疑応答10分）

オ) プレゼンテーションの方法

- ・プレゼンテーションは提出された審査書類をもとに行なう。
- ・プロジェクター、模型、追加資料等の持込みは禁止する。

- ・説明の便宜上、企画提案書を拡大したパネル等の持ち込みは差支えない。

カ) 出席者

出席者は、「様式4 予定担当責任者の経験等」に記載された、予定担当責任者を含む3名以内とする。

キ) その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションを欠席した場合には、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できない場合は、速やかに事務局に連絡すること。

③ 最優秀提案者特定

審査委員会が審査書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀提案者を特定する。

ア) 特定方法

- ・審査委員会が審査書類及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき審査、採点し、最高得点の者を最優秀提案者とする。
- ・採点の結果、最高得点の者が複数いた場合には、「別紙2 企画提案書等作成要領」の審査基準のうち「テーマについての提案」の部分の点数により順位を決定するものとする。
- ・「別紙2 企画提案書等作成要領」の審査基準の基準点（非公開）に満たない場合は、最優秀提案者を特定しない。
- ・審査については、非公表とする。

イ) 審査基準

- ・別途審査基準を定め採点する。

ウ) 結果通知

- ・審査結果については、文書で通知する。
- ・この審査結果について異議は認めない。

## 9. 優先交渉者の選定等

市長は、審査委員会が特定した最優秀提案者を優先交渉者とする。

(1) 契約

- ①優先交渉者との契約は、随意契約の手続きにより行い、別途予定価格を定めて見積り合わせを実施する。
- ②優先交渉者は契約締結交渉にあたり、見積書及び納税証明等申請書兼証明書（共に市指定書式）を提出するものとする。

- ③優先交渉者に選定された者との契約締結交渉において、見積金額等合意に至らなかった場合、契約締結時まで失格事項に該当した場合は、得点により順位づけられた上位の者から順に契約交渉を行う。

(2) 結果の公表

契約の結果については、川越市ホームページ上で公表する。

## 10. その他

- (1) 最優秀提案者を特定しない場合は、本プロポーザルを中止または要件等を変えて再募集する。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 企画提案書等の作成、提出、及びプレゼンテーションの参加に要した経費は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 応募者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (5) 提出された審査書類は返却しない。
- (6) 市は、企画提案書等の内容及び手法については無断使用しない。
- (7) 提出された企画提案書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表その他市が必要と認める用途に用いる場合、契約候補者の企画提案書類の全部又は一部を将来にわたり無償で使用することができるものとする。
- (8) 市は取得した個人情報について、当該評価に係る目的以外に使用しない。また、第三者に情報提供しない。
- (9) 市は、個人情報や応募者のノウハウに係る部分を除いて公表する場合がある。
- (10) 最優秀提案者の決定後、企画提案書等を提出した会社名等は公表することがある。
- (11) 提出期限以降における企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。また、提出書類に記載した予定担当者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。

## 11. スケジュール

項目	日時（期限）
公募開始・仕様書公開	平成26年 2月 5日（水）
質問受付	平成26年 2月 7日（金）午前9時00分から 平成26年 2月10日（月）午後5時00分まで
質問に対する回答	平成26年 2月14日（金）
審査関係書類受付	平成26年 2月19日（水）午前9時00分から 午後4時00分まで 平成26年 2月20日（木）午前9時00分から 午後3時00分まで
参加資格結果通知	平成26年 2月21日（金）午後5時00分まで
企画提案に対するプレゼンテーション	審査関係書類受付時に連絡する。
優先交渉者の選定結果の通知・契約の締結	平成26年 3月上旬（予定）

## 12. 事務局

〒350-0832

埼玉県川越市菅間18番地9

川越市教育委員会 学校教育部 学校給食課 施設担当

TEL：049-223-6035 FAX：049-223-0935

E-mail：gakokyushoku@city.kawagoe.saitama.jp